

太宰府市特定事業主行動計画

太宰府市

太宰府市議会

太宰府市選挙管理委員会

太宰府市監査委員

太宰府市農業委員会

太宰府市教育委員会

平成 1 7 年 3 月

総論

1 目的

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律 120 号。以下「推進法」という。）第 19 条の規定に基づいて、国の行動計画策定指針に掲げられている「職員の仕事と子育ての両立の推進」「機関全体で取り組む」等の視点を踏まえつつ、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進することを目的として本行動計画を策定する。

2 計画期間

平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 5 年間とし、3 年目に見直しを行うこととする。

3 計画の推進体制

- (1) 次世代育成支援対策を効率的に推進するため、各部局における職員を構成員とする太宰府市特定事業主行動計画策定検討委員会（以下「策定検討委員会」という。）を設置する。
- (2) 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を実施する。
- (3) 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置を行う。
- (4) 啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知徹底する。
- (5) 本計画の実施状況については、各年度ごとに、策定検討委員会において把握等をした結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

項 目	実施時期
母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。	平成 17 年度から
出産費用の給付等経済的支援措置について周知徹底を図る。	平成 17 年度から
妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。	平成 17 年度から
妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、時間外勤務を原則として命じないこととする。	平成 17 年度から

(2) 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進

項 目	実施時期
子どもの出生時における父親の特別休暇(出産補助休暇3日)及び年次休暇(2日程度)の取得促進について周知徹底を図る。	平成17年度から
妻の産前産後期間中における父親の育児参加休暇(5日)の取得促進について周知徹底を図る。	平成17年度から

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

項 目	実施時期
育児休業及び部分休業制度等の周知	
ア 育児休業等に関する資料を各部局に通知・配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図る。	平成17年度から
イ 育児休業Q&A等を作成し、育児休業の取得手続きや経済的な支援等について情報提供を行う。	平成17年度から
ウ 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続きについて説明を行う。	平成17年度から
エ 研修等において、育児休業制度等の制度説明を行う。	平成17年度から
育児休業等体験談等に関する情報提供	
育児休業等経験者の体験談や育児休業を取得しやすい職場環境づくりの取組例を纏め、職員に情報提供を行う。	平成19年度から
育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成	
ア 3歳未満の子を養育する男性職員を対象とした「男性職員育児参加プログラム」を実施する。	平成20年度から
イ 育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに当該部署において業務分担の見直しを行う。	平成17年度から
ウ 庁議の場において、担当部署から定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。	平成17年度から
育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援	
ア 育児休業中の職員に対して、休暇期間中の広報誌や通達等の送付等を行う。	平成17年度から
イ 復職時におけるOJT研修等を実施する。	平成17年度から
育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用制度の活用	
部内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、任期付採用及び臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図る。	平成17年度から
その他、育児中の職員のための通勤用駐車場の確保に配慮する。	平成17年度から
以上のような取組を通じて、育児休業等の取得率を男性5% 女性100%とする。	(目標達成年度) 平成21年度

(4) 時間外勤務の縮減

項 目	実施時期
<p>小学校就学始期に達するまでの子どもがいる職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度について周知徹底を図る。</p>	<p>平成 17 年度から</p>
<p>一 斉定時退庁日等の実施</p>	
<p>ア 定時退庁日を設定し、館内放送及び電子メール等による注意喚起を図る。</p>	<p>平成 17 年度から</p>
<p>イ 幹部職員の巡回指導による定時退庁の実施徹底を図る。</p>	<p>平成 17 年度から</p>
<p>ウ 定時退庁ができない職員が多い部署を人事当局が把握し、管理職員への指導の徹底を図る。</p>	<p>平成 17 年度から</p>
<p>事務の簡素合理化の推進</p>	
<p>ア 各職員に業務処理計画表を作成させ、効率的な事務遂行を図る。</p>	<p>平成 18 年度から</p>
<p>イ 会議・打合せについては、極力電子メール、電子掲示板を活用する。</p>	<p>平成 17 年度から</p>
<p>ウ 定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図る。</p>	<p>平成 18 年度から</p>
<p>時間外勤務の縮減のための意識啓発等</p>	
<p>ア 部局・課室ごとの時間外勤務状況を、人事当局等で把握できるようにし、時間外勤務の多い職場の管理職からのヒヤリングを行なった上で注意喚起を行う。</p>	<p>平成 17 年度から</p>
<p>イ 管理職員に対する意識向上のための自己診断チェックリストの作成・配布を行う。</p>	<p>平成 18 年度から</p>
<p>ウ 人事当局は、各部局・課室ごとの時間外勤務の状況及び時間外勤務の特に多い職員の状況を把握して幹部職員に報告し、幹部職員の時間外勤務に関する認識の徹底を図る。</p>	<p>平成 17 年度から</p>
<p>エ 時間外勤務縮減の取組の重要性について、時間外勤務縮減キャンペーン週間等を各部署において実施し、管理職を含む職員への意識啓発を図る。</p>	<p>平成 19 年度から</p>
<p>オ 各部署における時間外勤務縮減のための取組事例を収集し、事例集の作成・配布を行う。</p>	<p>平成 20 年度から</p>
<p>その他、長時間の時間外勤務に対する遅出出勤を実施する。</p>	<p>平成 19 年度から</p>
<p>以上のような取組を通じて、各職員の 1 年間の時間外勤務時間数について、人事院指針等に定める上限目安時間の 360 時間の達成に努める。</p>	<p>(目標達成年度) 平成 21 年度</p>

(5) 休暇の取得の促進

項 目	実施時期
年次休暇の取得の促進	
ア 職員が年間の年次休暇取得目標日数を12日と設定し、その確実な実行を図る。	平成17年度から
イ 管理職に対して、部下の年次休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次休暇の取得を指導させる。	平成17年度から
ウ 休暇取得促進キャンペーン等を各部署において実施し、取得促進を図る。	平成19年度から
連続休暇等の取得の促進	
ア 月・金と休日を組み合わせる年次休暇を取得する「ハッピーマンデー」、「ハッピーフライデー」の促進を図る。	平成18年度から
イ 子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図る。(特に男性職員の取得促進を図る。)	平成17年度から
ウ 国民の祝日や夏季休暇と合わせた年次休暇の取得促進を図る。	平成17年度から
エ 職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得促進を図る。	平成17年度から
以上のような取組を通じて、職員1人当たりの年次休暇の取得率を対前年比で5%増加させる。	平成19年1月1日から
看護休暇の取得の促進	
看護休暇の周知徹底を図り、100%取得できる職場の環境作りを行う。	平成17年度から

(6) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

項 目	実施時期
職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正について情報提供や意識啓発を行う。	平成17年度から
女性の管理・監督職を中心に「相談員」を設置し、女性職員の相談に応じる。	平成19年度から
セクシュアルハラスメント防止のための研修会を開催する。	平成17年度から

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

項 目	実施時期
外部からの来庁者の多い庁舎において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレ、ベビーベッド、ベビーカーの設置等を計画的に行う。	平成17年度から
施設利用者等の実情を勘案して、授乳スペースの確保を必要に応じて行う。	平成18年度から

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

項 目	実施時期
子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。	平成18年度から

(3) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

項 目	実施時期
職員に対し、家庭における子育てやしつけのヒント集等を活用し、家庭教育に関する講座・講演会等の実施や情報の提供を行う。	平成18年度から